(2)　投資法人の匿名組合契約等に基づく出資の金額がその金額及びその匿名組合契約等に基づいて出資を受けている者のその匿名組合契約等とその目的である事業を同じくする他の匿名組合契約等に基づいて受けている出資の金額の合計額のうちに占める割合

(五)　農業協同組合等の合併に係る課税の特例について、適用対象から全国の区域を地区とする農業協同組合連合会とその会員たる農業協同組合連合会との合併を除外した上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六八条の二関係）

(六)　課税所得の範囲の変更等の場合の特例について、特定普通法人等が公益法人等に移行する場合に解散及び設立があったものとする措置の対象となる法人を特定普通法人等から普通法人又は協同組合等とすることとした。（租税特別措置法第六八条の三の四関係）

(七)　探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度の適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第二二条、第五八条及び第六八条の六一関係）

(八)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除（租税特別措置法第四二条の九及び第六八条の一三関係）

(2)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（租税特別措置法第四四条及び第六八条の一九関係）

(3)　共同利用施設の特別償却（租税特別措置法第四四条の三及び第六八条の二四関係）

(4)　事業再編促進機械等の割増償却（租税特別措置法第一三条の二、第四六条の二及び第六八条の三三関係）

(5)　沖縄の認定法人の課税の特例（租税特別措置法第六〇条及び第六八条の六三関係）

(九)　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　公害防止用設備の特別償却（旧租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(2)　自動車教習用貨物自動車の特別償却（旧租税特別措置法第一一条、第四三条及び第六八条の一六関係）

(3)　新事業開拓事業者投資損失準備金（旧租税特別措置法第五五条の二及び第六八条の四三の二関係）

(4)　中小企業等の貸倒引当金の特例における公益法人等又は協同組合等の繰入限度額に係る割増措置（旧租税特別措置法第五七条の九及び第六八条の五九関係）

(5)　中小企業者の事業再生に伴い特定の組合財産に係る債務免除等がある場合の評価損益等の特例（旧租税特別措置法第六七条の五の二及び第六八条の一〇二の三関係）

3

国際課税

(一)　振替特定目的信託受益権のうち社債的受益権につき支払を受ける剰余金の配当及び償還差益については、平成三四年三月三一日までに発行されるものに限り、振替社債等の利子等の課税の特例における振替社債等に含めることとした。（租税特別措置法第五条の三関係）

(二)　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に参加等をする非居住者及び外国法人に係る課税の特例を次のとおり創設することとした。（租税特別措置法第四一条の二三及び第六七条の一六の二関係）

(1)　平成三二年に開催される東京オリンピック競技大会若しくは東京パラリンピック競技大会（以下(1)において「大会」という。）に参加をし、又は大会関連業務（大会の円滑な準備又は運営に関する業務をいう。以下同じ。）に係る勤務その他の人的役務の提供を行う一定の非居住者の一定の国内源泉所得（平成三一年四月一日から平成三二年一二月三一日までの間における当該参加又は当該提供に係るものに限る。）については、所得税を課さない。

(2)　大会関連業務を行う一定の外国法人が支払を受ける一定の使用料（平成三一年四月一日から平成三二年一二月三一日までの間において行われる業務に係るものに限る。）については、当該使用料が当該外国法人の恒久的施設帰属所得に該当するものである場合には所得税の課税対象外とし、当該使用料が当該外国法人の恒久的施設帰属所得に該当しないものである場合には所得税を課さない。

(3)　恒久的施設を有する外国法人のうち、大会関連業務を行う一定の外国法人の平成三一年四月一日から平成三二年一二月三一日までの間に開始する各事業年度の一定の恒久的施設帰属所得については、法人税を課さない。

(4)　その他所要の措置を講ずる。

(三)　特定外国法人が特定金融機関等との間で行う債券現先取引に係る利子等の非課税措置について、次の措置を講じた上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の二及び第六七条の一七関係）

(1)　非課税の対象となる債券現先取引の範囲に、特定金融機関等（一定の金融機関等に限る。）との間で行われる次に掲げる債券に係る債券現先取引を加える。

イ　外国が発行し、又は保証する一定の債券

ロ　外国法人が発行する一定の債券（イに掲げる債券を除く。）

(2)　外国投資信託の受託者である特定外国法人が当該外国投資信託の信託財産につき支払を受ける債券現先取引に係る利子については、当該外国投資信託が適格外国証券投資信託である場合に限り、本非課税措置を適用する。

(3)　その他所要の措置を講ずる。

(四)　国外関連者との取引に係る課税の特例等について、次の見直しを行うこととした。

(1)　特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置の導入等（租税特別措置法第六六条の四及び第六八条の八関係）

イ　特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置

法人が国外関連者との間で行った特定無形資産国外関連取引（国外関連取引のうち、特定無形資産（国外関連取引を行った時において評価することが困難な無形資産をいう。ロにおいて同じ。）の譲渡等をいう。以下同じ。）について、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額を算定するための前提となった事項（当該特定無形資産国外関連取引を行った時に当該法人が予測したものに限る。ロにおいて同じ。）についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、当該特定無形資産国外関連取引の内容及び当該特定無形資産国外関連取引の当事者が果たす機能その他の事情（当該相違する事実及びその相違することとなった事由の発生の可能性を含む。）を勘案して、当該特定無形資産国外関連取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合に当該特定無形資産国外関連取引につき支払われるべき対価の額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして、当該法人の当該事業年度の所得の金額又は欠損金額につき更正又は決定をすることができる。ただし、当該特定無形資産国外関連取引の対価の額と独立企業間価格とみなされる金額とが著しく相違しない一定の場合に該当するときは、この限りでない。

ロ　特定無形資産国外関連取引に係る価格調整措置に係る適用免除

税務職員が次のイ又はロに掲げる場合に該当することを明らかにする書類の提出等を求めた場合において、その提出等を求めた日から六〇日（その求めた書類が同時文書化対象国外関連取引に係る一定の書類に該当する場合に